2　公立高等学校に係る授業料の不徴収

(一)　公立高等学校については、授業料を徴収しないこととした。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでないこととした。（第三条第一項関係）

(二)　国は、公立高等学校における教育に要する経費のうち、公立高等学校基礎授業料月額を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する金額を地方公共団体に交付することとした。（第三条第二項関係）

3　高等学校等就学支援金の支給

(一)　受給資格

(1)　高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、私立高等学校等に在学する生徒等で日本国内に住所を有する者に対し、当該私立高等学校等における就学について支給することとした。（第四条第一項関係）

(2)　就学支援金は、(1)に規定する者が高等学校等を卒業等した者又は私立高等学校等における在学期間が三六月を超える者に該当するときには、支給しないこととした。（第四条第二項関係）

(二)　受給資格の認定

(一)の(1)に規定する者が、就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する私立高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事等に対し、就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないこととした。（第五条関係）

(三)　就学支援金の額

就学支援金は、(二)の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る私立高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、授業料の月額に相当する額（その額が政令で定める支給限度額を超える場合は支給限度額）とするとともに、保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものには、支給限度額に政令に定める額を加えることとした。（第六条関係）

(四)　就学支援金の支給

都道府県知事等は、受給権者に対し、就学支援金を支給することとした。（第七条関係）

(五)　代理受領等

支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることとした。（第八条関係）

(六)　就学支援金の支給の停止

受給権者が休学した場合その他の政令で定める場合において、都道府県知事等に申し出たときは、就学支援金の支給を停止することとした。（第九条関係）

(七)　支払の調整等

就学支援金の支給に関し、支払の調整、不正利得の徴収、受給権の保護、公課の禁止について所要の規定を設けることとした。（第一〇条～第一三条関係）

(八)　交付金

国は、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付することとした。（第一五条関係）

4　雑則

(一)　就学支援金の支給に関する処分等の取消しの訴えについて、所要の規定を設けることとした。（第一六条関係）

(二)　都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者等に対し、報告等を命じ、又は職員に関係者に対して質問させることができることとした。（第一七条関係）

(三)　3の(二)等により都道府県が処理することとされている事務を、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とした。（第一八条関係）

(四)　所要の罰則規定を設けることとした。（第二〇条関係）

5　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うこととした。

6　この法律は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（法律第一九号）（厚生労働省）

1　趣旨

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとした。（第一条関係）

2　受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、1の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならないものとした。（第二条関係）

3　定義

「子ども」とは、一五歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある者をいうものとした。（第三条第一項関係）

4　子ども手当の支給

(一)　支給要件

子ども手当は、次のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給するものとした。（第四条関係）

(1)　子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2)　父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

(3)　子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

(二)　子ども手当の額

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三、〇〇〇円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る子どもの数を乗じて得た額とした。（第五条関係）

(三)　認定

受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとした。（第六条関係）

(四)　支給及び支払

(1)　市町村長は、(三)の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給するものとした。（第七条第一項関係）

(2)　子ども手当の支給は、受給資格者が(三)の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二三年三月で終わるものとした。（第七条第二項関係）

(3)　子ども手当は、平成二二年六月及び一〇月並びに平成二三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払うものとした。（第七条第四項関係）

(五)　子ども手当の額の改定

子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額又は減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日又は減額の事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとした。（第八条第一項及び第三項関係）

(六)　支給の制限等

支給の制限、未支払の子ども手当の支払、支払の調整、不正利得の徴収、受給権の保護、公課の禁止について規定するものとした。（第九条～第一五条関係）

(七)　公務員に関する特例

公務員については、所属庁が子ども手当を支給することとした。（第一六条関係）

5　費用

(一)　子ども手当の支給に要する費用の負担

(1)　子ども手当の支給に要する費用（6の(一)により児童手当法（昭和四六年法律第七三号）の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給される児童手当に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。）については、国が負担するものとした。ただし、次に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとした。（第一七条第一項及び第二項関係）

イ　各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用　国

ロ　都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用　当該都道府県